

審査基準及び標準処理期間

所属名	文化生活部生活衛生課生活営業係
内線番号	4757

No.	項目	内容
①	処分名	旅館業営業許可
②	法令名	旅館業法
③	法令番号	昭和23年法律第138号
④	根拠条項	第3条第1項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:保健所長)
⑥	法令の定め	第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。
⑦	審査基準	旅館業法第3条第1項、第2項、第3項、第4項 旅館業法施行令第1条、第2条、第4条 旅館業法施行規則第1条、第1条の2、第5条 京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例第3条、第4条、第5条、第6条 京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例施行規則第2条
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	・京都府警察本部(旅館業法第3条第2項各号のうち暴力団員に係るものに関する該当性の照会) ・申請に係る施設の周囲概ね100メートルの区域内にある学校(大学を除く。)、幼保連携型認定こども園、児童福祉施設、各種学校、公民館、図書館、博物館、街区公園、その他、地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人が設置する公民館若しくは図書館に類する施設又はスポーツ施設の管理者(旅館業法第3条第4項及び京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例第4条に定める者)
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 20日～30日
	経由機関	
	協議機関	3日～10日
	当該処分機関	20日
⑫	問合せ	生活衛生課生活営業係(075-414-4757)
⑬	備考	